

構造計算適合性判定制度に関する技術的検討について

建築研究部 基準認証システム研究室 室長 深井 敦夫
主任研究官 井上 波彦



(キーワード) 建築基準法、構造計算適合性判定

1. 建築基準法の見直しをめぐる経緯

構造計算適合性判定制度は、構造計算書偽装問題の再発防止のため、高度な構造計算（限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート3）、許容応力度等計算（ルート2）による計算）を行った建築物等を対象に、建築確認に加え、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による判定を行うもので、建築基準法改正により平成19年6月から施行された。なお、簡易な構造計算（許容応力度計算（ルート1））は対象外である。

平成22年3月、大臣の指示により構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲等について検討するため、「建築基準法の見直しに関する検討会」（座長 深尾精一 首都大学東京教授）が本省に設置され、同年10月まで11回の会合が重ねられた。10月19日に開かれた最終会合において、とりまとめ案に「構造計算適合性判定の対象範囲に関し、各構造計算ルートの審査の難易度に対応して対象外とすることが可能な範囲等について精査を行うため、早急に技術的検討を行う委員会を設置」することが盛り込まれたことを受け、国土技術政策総合研究所において、構造計算適合性判定の対象範囲について技術的見地から検討を行うため「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会（委員長 久保哲夫 東京大学教授、委員21名）」を設置した。

2. 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会

平成22年11月15日に第1回委員会を開催し、各

構造計算ルートについての考え方を整理するとともに、審査側の特定行政庁が「審査が難しい」として指摘した事項について、工学的判断の有無等を検討する方針を示した。委員会での議論を踏まえ、現在、研究所において、分類整理や各事項についての整理作業を進めている。

一方、建築に関連する法体系の見直しを検討するため、「建築法体系勉強会」が国土交通本省に設置されるとともに、運用改善の追加策をまとめる方針が大臣から示されたため、対応可能な内容について急遽技術的に検討を行った。

このため、2月17日の第2回委員会において、建築物の構造、規模等に応じた構造計算ルートの適用の合理化を運用改善で対応可能な範囲で行うため、以下のような場合には、従来、ルート2又はルート3による構造計算として整理してきたところであるが、構造計算適合性判定が不要となるルート1による構造計算として整理する案を示した。

- ①建築物の各部分がエクспанションジョイントその他の相互に応力を伝えない方法で接続されており、当該各部分がルート1により安全性を確認できる場合
- ②膜構造の建築物について、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい場合
- ③1階鉄筋コンクリート造、2階木造の併用構造の建築物で延べ面積が500㎡を超えるものについて、一定の基準を満たす場合

これらについて、建築基準法に基づく告示改正が進められる予定である。(平成23年3月現在)